

# 令和8年度AMAフレンドシップ事業業務委託に係る仕様書

## 1 事業名称

令和8年度AMAフレンドシップ事業

## 2 委託事業の目的

尼崎の子どもたちが奄美群島を訪れ、地元の方々とのふれあいや豊かな自然・文化等に触れる機会を通じて、伝統と文化を尊重する心を醸成するとともに、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度等を育成することで次世代のリーダー養成を行う交流事業（AMAフレンドシップ事業）を実施する。

## 3 事業対象者および対象人数等

### (1) 参加人数

尼崎市立中学校に在籍する生徒36名、引率教員等8名の合計44名とする。

### (2) 最小遂行人数

教育委員会と取り扱い事業者と協議して決定する。

### (3) 参加生徒の選考は、教育委員会と中学校が協議を行う。

※上記の対象人数は上限であり、実際の対象人数とは異なる場合がある

## 4 事業実施期間および場所等

### (1) 実施期間

令和8年8月18日（火）から21日（金）の3泊4日

### (2) 実施場所

奄美群島（徳之島・奄美大島）

### (3) 行程（※奄美群島自治体との調整で活動予定や宿泊地が変更になることがあります）

	活動予定	宿泊地	食事等
1日目	・伊丹空港発－徳之島空港着 ・午後徳之島にて地元中学生との交流または体験活動 ・ホテル着（食事後研修会実施）	徳之島 (泊)	昼食 夕食
2日目	・ホテル発 ・地元中学生との交流または体験活動 ・徳之島空港発－奄美大島空港着 ・ホテル着（食事後研修会実施）	奄美大島 (泊)	朝食 昼食 夕食
3日目	・ホテル発 ・体験活動（午前午後） ・ホテル着（食事後研修会実施）	奄美大島 (泊)	朝食 昼食 夕食
4日目	・ホテル発 ・研修会、お土産購入等 ・奄美大島空港発－伊丹空港着		朝食 昼食 軽食

## 5 委託内容

### (1) 交通手段

- ①往路伊丹空港発、復路伊丹空港着で航空券を手配すること。
- ②奄美群島での交通手段については、大型バスを手配することとする。
- ③夜間等、救急搬送時の移動手段を確保すること。

### (2) 宿泊先

上記「4 (3) 行程」の「宿泊地」に記載する場所で手配すること。  
※なお、宿泊先の手配にあたっては、事業参加生徒の安全・安心を確保するための必要な手立てや配慮について最大限に努め、手配の基準等を示すこと。

### (3) 食事等について

上記「4 (3) 行程」の「食事等」に記載する回数を手配すること。

### (4) 体験活動の企画

- ①自然体験プログラム
- ②地元の文化体験
- ③地域交流イベント
- ④環境保全活動

※上記「4 (3) 行程」の「活動予定」に記載するとおりとし、上記交流プログラムの中から無理のないプログラムを設定し、企画するものとする。なお、レジャー要素より学びの要素を意識したプログラム設定に努めるようとする。

### (5) 地元中学生との交流プログラムの調整

上記「4 (3) 行程」の「活動予定」に記載するとおり、1日目午後、または、2日目午前と午後に実施予定。

※なお、地元中学生との交流についての調整等は、業者決定までは控えるようとする。業者決定後、教育委員会と相談のうえ調整すること。

### (6) 研修場所の確保

- ①1～3日目、ホテル滞在時、夕食後に研修会を開催できる場所の確保。
- ②4日目、研修会を開催できる場所の確保。

### (7) 危機管理体制

- ①同行する添乗員の配置を行うこと。
  - ②参加生徒の健康維持のため、専門知識を持つ看護師1名同行させること。
  - ③事業実施中の事故等へ対応するために、参加生徒に旅行保険を紹介する等、事業実施に係る安全対策の手立てを講じること
  - ④事業実施中に災害等の緊急事態が発生した場合、直ちに参加生徒の安全を確保する手立てを講じ、状況把握や連絡体制の構築を行うこと。また、危機管理マニュアル等を示し、それに基づく対応を行うこと
  - ⑤本市の委託事業の対象となる事業であることを踏まえ、参加生徒の安心・安全への配慮を徹底すること
  - ⑥自然災害（台風・地震）等によるフライトの遅延・キャンセル等への対応を含む緊急時の対応マニュアル等、安全かつ円滑な実施を確保できる体制を整えること。
- ※なお、自然災害等の発時は、尼崎市教育委員会が奄美群島関係自治体と、取扱事業者等と協議し、事業を遂行するか決定する。

(8) 活動に必要な消耗品（レンタル品）等の手配

- ①デジタルカメラ 8台（レンタル品可）
- ②飲料水 人数×4日分
- ③救護用品、熱中症対策用品等
- ④活動・研修に必要な備品・消耗品等

(9) 下見について

①対象者

指導主事等3名

②費用等

航空券チケット代及び移動経費、宿泊費用等下見にかかる費用についても委託料に含むものとする。

③その他

- ・日時については別途調整する。
- ・同行する添乗員の配置を行うこと。

(10) AMAフレンドシップ事業に係る説明会等

①事業に係る募集に際しては、教育委員会と取扱事業者とで説明会を開催すること。当該説明会の詳細については別途協議するものとする。

②事業の実施が決定した際には、取扱事業者は事前説明会を開催し、参加生徒に対して事業に参加するにあたっての必要事項や準備等について説明し、事業の実施を滞りなく進めるための手立てを行うものとする。

## 6 支払条件

業務の遂行にあたって、受託者から適法な請求に基づき、速やかに概算払いとして支払う。

## 7 その他

- (1) 個人情報の取扱については、個人情報保護に関する関係法令等を遵守し適切に取り扱うこと。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、定めるものとする。
- (3) 委託者が貸与又は用意するものを除き、必要なものについては受託者が用意すること。
- (4) この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

## 8 担当者

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課 片山・加藤・保田

住 所：〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階

電 話：06-4950-5685

（対応時間：土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

FAX：06-4950-5658

以 上